

6 監 査 第 1 0 7 号

平成 2 6 年 1 1 月 1 7 日

請 求 人 様

京丹後市監査委員 東 幹 夫

京丹後市監査委員 岡 田 修

### 京丹後市職員措置請求に係る監査結果

平成 2 6 年 9 月 2 9 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づく京丹後市職員措置請求（住民監査請求）については、下記の理由により却下します。

### 記

#### 第 1 請求の要旨

平成 2 4 年 1 2 月議会で可決された平成 2 4 年度一般会計補正予算（第 4 号）で、平成 2 5 年 1 月 2 5 日に開催が予定されていた「山陰近畿自動車道サミット i n 東京」の参加経費として、7 0 1 千円が土木費の旅費に予算化された。

予算化された旅費について、参加者は市長、議員、職員等 1 5 人を予定しており、その構成員は産業建設常任委員会に所属する議員となっていた。

しかし、実際に出張したのは、市長と職員 3 人、三府県鳥取豊岡宮津自動車道整備推進協議会及び京丹後市山陰近畿自動車道建設促進議員連盟に所属する議員 1 4 人及び民間団体 4 人であった。

三府県鳥取豊岡宮津自動車道整備推進協議会及び京丹後市山陰近畿自動車道建設促進議員連盟は、京丹後市議会で正式に認められた委員会ではなく、議員有志からなる任意団体であり、支出された議員 1 4 人分 4 9 5, 2 2 0 円と民間団体 1 人分 3 5, 4 5 0 円の旅費は、補正予算において予定されていたものではなく不正な支出であるため、京丹後市長に返還を求める。

#### 第 2 請求書の提出

本請求書は、平成 2 6 年 9 月 2 9 日付けで提出された。

### 第3 請求書の補正

本請求書に添付される資料1及び資料2の書類が未添付であったので、請求者に補正を求め平成26年10月3日に補正書類が提出され受理した。

### 第4 法第242条第2項の要件に係る判断

住民監査請求の「請求期間」については、法第242条第2項で定められており、当該行為のあった日又は終わった日から1年以内と定められています。しかし、正当な理由がある場合は1年以上が経過しても請求できることとなっています。

「正当な理由」については、正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力を持って調査すれば客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである。

(平成14年9月12日最高裁判決) また、当該行為がきわめて秘密裡に行われ一年を経過した後、初めて明るみに出たような場合や天災地変等による交通途絶により請求期間を徒過したような場合で、一年を経過したものについて特に請求を認めなければ著しく正義に反すると考えられる場合のみ、同項但書にいう「正当な理由のあるとき」に該当するものと解すべきである。(昭和56年9月30日広島地裁判決) との判例があります。

今回の住民監査請求の対象となった財務会計上の行為について、前述の「当該行為のあった日又は終わった日」とは、「山陰近畿自動車道サミットin東京」の参加旅費として、議員及び民間団体参加者に支払われた日である平成25年2月20日となります。この日から1年以内が住民監査請求できる期間となり、平成26年2月20日までが「請求期間」となります。

次に、本請求の事実は平成26年7月22日に開催された「政務活動費シンポジウム」の中での発言を契機に調査して知り得た事実で、法242条第2項のただし書きにいう「正当な理由」に該当するとして住民監査請求されていますが、前述しました最高裁判例のとおり正当な理由に該当しないものです。したがって、本請求の受理日が公費の支出のあった日から1年以上経過しているため、請求の期間外となるものです。

以上のことから、法242条の住民監査請求の要件を満たしていないため、本件請求は不適法であるので却下します。